



公 示 送 達 書

令和 8年 9月25日

福島県岩瀬郡天栄村長 添田 勝幸



下記の書類は、当天栄村役場住民課に保管してありますから、来庁の上受領してください。

書類の送達を	住 所	別紙のとおり
受けるべき者	氏 名	別紙のとおり
送 達 す る 書 類 の 名 称	・ 後期高齢者医療保険料還付(充当)通知書	
注 意	高齢者の医療の確保に関する法律第112条の規定において準用する地方税法第20条の2第3項の規定により、公示した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなします。	

公 示 送 達 書

下記の書類は、天栄村住民課に保管してありますから、来庁の上これを受領してください。
なお、書類を受領されないときは、高齢者の医療の確保に関する法律第112条の規定において準用する地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過した日をもって書類の送達があったものとみなします。

天栄村長 添田 勝幸



公示年月日	令和 8年 9月25日
-------	-------------

送達すべき書類	通数	住所	氏名
後期高齢者医療保険料還付(充当)通知書	1		深井 邦弘